

## 手づくりの記録

国立療養所大島青松園関係史料の  
保存と公開と活用に向けて

阿部安成

Yasunari Abe

滋賀大学 経済学部 / 教授

シリーズ『青松』を読む①「手づくりで始まる」

滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.243、2015年12月

シリーズ『青松』を読む②「手づくりで詠む」同前No.244、2016年01月

シリーズ『青松』を読む③「手づくりで偲ぶ」同前No.250、2016年04月

シリーズ『青松』を読む④「手づくりで悼む」同前No.251、2016年04月

シリーズ『青松』を読む⑤「手づくりを保つ」同前No.255、2016年05月

シリーズ『青松』を読む⑥「手づくりで伝える」同前No.256、2016年07月

シリーズ『青松』を読む⑦「手づくると、戦ひと、拳島へ」

『滋賀大学経済学部研究年報』vol.23、2016年11月

シリーズ『青松』を読む⑧「手づくりが震え戦く」

滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 257、2016年09月

シリーズ『青松』を読む⑨「手づくりが続き、また、新たに」

同前No.258、2016年09月

## 『青松』を読む

癪そしてハンセン病をめぐる療養所の「戦後」はどのように始まったのか。

わたしが調査と研究のフィールドとしている国立療養所大島青松園（以下、大島青松園、と略記する）では、そこに生きる療養者によってつくられた『閉ざされた島の昭和史—国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』という史誌がある（大島青松園入園者自治会編、大島青松園入園者自治会（協和会）発行、1981年）。編年史の同書は、その第4章「諸行無常」と第5章「欠乏のとき」で1945年の時期をとりあげている。前者の第11節の題目「みどりの松がうらめしい」、後者第12節題「欠乏とのたたかい」にあらわれているとおり、その史誌では戦時下の防空と窮乏についての単調な記述があるにすぎなかった。

第二次世界大戦下の療養所で逐次刊行物が休刊となったところで、大島青松園では、1944年11月に手書き手づくり1冊かぎりの逐次刊行物が「創刊」された。誌名を「青松」という。療養所の稀有な記録である『青松』は、それがつくられたことが大島の在園者たちのあいだでも伝えられてきたが、しかしさきにあげた史誌『閉ざされた島の昭和史』の発行のときにはその所在がわからなかったようで、同書の編集に手書き手づくりの『青松』は利用されていない。

手書き手づくり『青松』は、そのリプリント版を刊行する予定があり、それを監修するわたしの準備作業として、「シリーズ青松を読む」を発信している。同シリーズの①から⑨までは滋賀大学経済学部 Working Paper Series と『滋賀大学経済学部研究年報』をとおして発表した（いずれもWEB閲覧可）。同シリーズ⑩となる本稿はつごうにより本誌に寄せた。大島青松園の「戦後」を知る試みとなる。

手書き手づくりの『青松』は、療養所に生きる人びとの時世を書く、写す、明らかにする、との役割を果たしていた。それをここでは「録」の語をもってあらわした。「記」にも「録」にもおなじ意味がある。

なお、史料の引用、転載にさいして、旧漢字は新漢字になおし、読点を補い、かなつかいは原文のとおりとした。あて字、誤字、脱字についてはとくに「ママ」のルビをつけずに原文のままとした。当時の表現、表記、言辞は歴史用語としてそのまま記した。判読不能の箇所を■であらわした。

---

おもて  
**表表紙と目次**

表表紙題字の縦書きはこの第13号で『青松』3例めとなる。右から順に、「昭和二十年十月十日発行／青松／第十三巻」との筆書き。

表表紙見返しに目次がある——（無署名）「序（第十三巻）」、（無署名）「巻頭言」、（無署名）「鶏頭花図」、長田「神風は吹いてゐる」、小見山「秋窓楽書」、笠居、綾井、浅の、泉、赤沢、小見山「短歌作品」、多田、喜田、久我、薫水、上野、大田井、香山「俳句作品」、笠居「中秋名月短俳合同会記」、小見山「梓弓と梓行」、組長「回覧版（十一区）」、土谷「座談会記事」、（無署名）「後記」（ここにある「座談会記事」について、本稿では省略した。シリーズ『青松』を読む①「手づくりで録す」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.259、2016年10月、を参照）。

本号には扉がつき、やはり発行年月日、題字、巻数が縦書きで記されている。ここには附箋が貼ってあり、「学芸部長→文芸団体→大島／林先生へ／返却／回覧順」との鉛筆書き。

---

**父子連綿**

「巻頭言」末尾には、「㊟」との署名がある。

人心の動揺けふより大なるはない。激動する時流の渦中にもまれ、人は混迷と疲労と放心を繰り返し、その帰趨を知らぬ。斯る秋、吾青松園のけふの平和と団欒は一体何に由来するのか。園長殿を中心に父なる人の宜敷き指導と子なる側の理解ある協力と自重に俟つとはいへ、その基底には綿々たる父子の情の存在することを見逃してはならぬ。愛と言つてもよからうし道義と言つてもよい。遮莫、いつ如何なる時にあつてもこれが一切の基調であることを吾々は只今に於て篤と胸に銘記すべきであるまいか。㊟

土谷自身が前号で「八月十五日以後」を思索したとおり、ほかの在園者たちもその日付を区切りとするあたりしさを展望してきたのだが、療養所の「基底には綿々たる父子の情の存在することを見逃してはならぬ」と注意するとき、8月15日を境としてもその仕組みにかわりがないことがあらわれている。もっとも、「父子の情」は戦時がつくりだしたわけではないから、それが「基底には綿々」と存在していてもおかしくはないのだが。

---

**その裏面**

「巻頭言」が記された誌面の裏面には、謄写版刷りの文字があった（漢字カナの原文を漢字かな表記にかえた）。

功労互助新規定案説明／一、本規定は従来自治会の為に何程つくした人でありまして作業不能の場合におちいりましては之に対する感謝の適當なる何等の表示もありませんので今回新たに不徹底ながら本規定を設けましてそれ等の人々に報ゆる道を開きました／一、第二条は何故に年限の差を置きましたかと申しますとその責任の性質なり又精神労働と云ふ点をも考慮しまして之を定めました。今迄には精神方面の労働を余りに軽視し過ぎた傾きがありましたので

特に此の点に留意しまして自治会今後の発達  
及統制上に是非とも重要すべきものと存じます  
／一、第六条かゝる特別功労者に対しては自治  
会々員挙つて尊敬の意を表すべきは当然のこ  
と、存じまして常務委員会のみならず特に室  
長会の承認を求めることとしました／一、第七条  
は真に苦しい思ひが致しますが現在経費不足  
の為作業不能の場合にのみ之を贈与するのや  
むなきに至りました、以上

いつもながらこうしたいわば裏紙が、いまや稀有な  
記録となるのだが、このばあい「功労互助新規定  
案」の条文がわからない。

### 鶏頭花図

目次にあった「鶏頭花図」とは「伝銭舜拳筆」で、  
なにかからの切り抜きである。そのわきに、「けいと  
うの朝朝牙ばしる色に思へば／わが眼癒えつつな  
ほぞかそけき 和夫」の1首。小見山和夫だろう。

### 新日本の平和

穂波生「神風は吹いてゐる」は反故となった原  
稿用紙裏面8枚を使った長編である。

全世界は以前として暴風雨の中に激しく揺れて  
ゐる。底気圧は決して通過して終つてはゐない。  
早くも＝平和来＝と唱して鼻毛をのぼして居  
る傾向もあるやうであるが、自分の耳目には未  
だ何処にも真の平和は映つてゐない……特に  
祖国の空は小暗い嵐が烈しく吹きつゝあるでな  
いか……?!／戦争はやんだ!／然り、確かに武  
力戦は止まつた……しかし果して世界は平和を  
得てゐるか……人類は真に平和にあり得てゐる  
か?!／噫……反省も深慮もなき『安価な平和観』  
者よ、噫……その精神と態度こそ老剣であり將  
来の禍根となるであらふ!／戦争は止まつた  
＝然し平和の実体は今より闘ひ取らなくては

ならない＝のである。／若し世界平和を欲す  
るならば、全人類が、ヨリ困難な、ヨリ激しきたゝ  
かひに努力せねばならない＝ヨリ善闘せなけ  
れば原子爆弾以上の無形の爆弾によりて恐怖  
すべき破滅を招来するに至であらふ……。／真  
の平和は真実の陣痛なくしては決して生れない  
のである。私は主張する＝安易な平和は、そ  
れ自身の内に反逆の種子を胎めると＝未だ  
未だ全人類は心の手綱をゆるめられないので  
ある、否、寧ろいまこそ一層心を砕きて真の平和  
を掴むべきである……。／戦争と平和とは全然  
正反対のものである。しかるに戦争の心を改め  
ずして、決して平和は来ない＝武力戦を中止  
したのみで平和は無い＝サタンに欺かれては  
ならない!!／＝地球の何処よりも『悔改めの  
声』が聞えないから戦争は未だ止まない……若  
し此儘で疲れて全世界の戦争が中止しても、必  
ず疫病か何かで滅亡の途より脱し得ないであ  
らふ／悔改めねば真の平和は来ない＝これは自  
分の日頃の言へる処である。／『悔改めよ!』と  
はキリスト教者のくちくせであるが……平和の  
真性は厳粛であつて決して偽る事はゆるされな  
いのである。／＝敗戦国のみが悔改むべきか、  
否、戦勝国も悔改むべきである＝／＝戦争  
責任が敗戦側にのみあるか、否、これは戦勝側  
にもある＝／地上の……人間の審判は如何に  
決定するとも、聖書的な審判は両側に厳かに下  
るであらふ……自分は祈りの座より是を言ふ!!  
／~~~~2~~~~／特に愛する祖国の現在は  
如何ぞ!／建設と言ふ声の内容は何ぞ!／元  
より 天皇陛下の御聖慮により、全滅の憂き目  
より脱し得た、たふとともかたじけなき次第で  
ある……。／然し＝いはゆる新日本の姿は  
＝未だ想像もゆるされないのである。联合国  
代表元師の意図を余り自利的にのみ考え得ら

れやうか／米英内には相当に酷烈な感情の声もあるやうである。万事注意深くやらなくてはならぬ……。／＝建設とはヨリ困難な馳場に於ける闘ひである＝これからが新日本を生み出す大陣痛に直面してゐる時である。／未だ祖国が如何なる姿で生れるか、それさへ計り難き今日でないか……。それに早くも平和来れりとて、甘夢な二十年昔の榮華を求むる如き『安価な、おひとよし、我利亡者の平和観には、私は縁が遠いやうに想はれる!!／いまこそ全同胞が痛恨なる悔改めをなして真の平和の心境に更生して『ヨリ厳しくヨリ真剣にヨリ努力』よく忍耐して勝たねばならぬのであり＝最後の勝利は真の平和日本を生み出す事である＝。／斯くの如くある現の祖国は、平和々々……。やすしやすしと甘い夢を心中に蒸がきて、のうのうと温床に仰臥して、ゴタクを並べて居てよいであらふか。／特に我ら日本人として＝青松園生活＝の前途を如何に考ふべきか。／＝母体の国家さへ全姿と、のはざる今、この激しい奮闘の秋に、誰か生活の要求など二十年昔の榮華を語る者ぞ＝いまこそ、刻下の陣痛の苦悩を抱きしめて祈るべきであるまいか……。ヨリ自肅して園を守るべきである!!／それとも敗戦によりて国民の義務も責任も解除されたのか……。敗戦によりて大和魂は死滅したのであるか……。斯る国家の場合にこそ一層強く忠魂は燃ゆべきでないか!!／＝未だ日本も青松園も平和に居るのでない、真の平和に向つて走りつゝある真最中である＝。何ごとも、これからの努力にかゝつてゐる!!／元より安価平和観に組し得ざるも、自分は決して悲観論者ではない……。寧ろ真の平和世界の幸福を……。新日本の光榮を……。青松園の安静を、美しく幻して居るが故に、斯くの如く世界に向ひ、同胞に向ひ、病友に向ひて言はざるを得ないの

である。自分は＝この幻による輝かしき希望を＝楓の蔭を通じて全同胞に贈つたのである……。／希くバ神の祝福ゆたかならむ事を!／～～～3～～～／果して神風は吹かなかつたか?!／神風とは何する事ぞ＝自分は想ふ、神風とは皇国を害し滅ぼさんと為す者を破碎して皇国の存立を助くる『神助』であると信ずるのである……。／この信念にして相違なしとすれば、私は神風は現に吹きつゝありと思ふ……。／噫……。我国には彼の有名な悲しい記憶の二・二六事件より遙に早く既に面白からざる兆候が現れてゐた。そして甚だ恐れ多いやうな……。実に日本軍隊にあるまじき噂さへ耳にしたことがある。若し、彼の噂が実現したと為れば足利高氏以上の逆臣であると戦慄して祈つた事がある。／それは単なる噂に終つたが、今度の戦争が天皇陛下の御心でなく、然も僅か一分の者の専横によりて爆発さしたとの、最近の新聞の報道によりて驚いたのである。／更に先日の八・一五事件と題しての記事を見て＝若し□□すれば益々彼らの専横はつりの、或は国体に異変を起すやも計られなかつたのでないか＝噫……。神風は吹いてゐる……。噫、神風は吹きつゝある!!／元より敗戦と言ふ憂き目は苦しい、然し獅子身中の虫を滅殺する為めの灸点とすれば、そしてヨリ健全な日本への復活を想へば……。神風は内に向つて吹かれたのである……。神は日本を愛して居たまふのである。このやうに思はざるを得なくなつてゐる……。／＝神風は内敵に向つて吹ひてゐる＝／自分は今度の世界戦争の為に祈る事を永くとゞめられてゐた……。心に燃ゆるに祈れない、これは非常の苦悩である。他の事は祈る力が与へられる。しかるに戦争となると我れにもあらず力がぬけて祈れなくなるのであつた／誠に不思議と思つてゐたのである

……。／いまは我心たへず世界特に祖国のために  
祈の火は盛に燃えて居る……。奇なる哉／  
＝ 噫、神風は吹いてゐる ＝／やがて、この神  
風の力によりて新しき真正の姿の日本が生み出  
されるであらふ事を信じて疑はない者である。  
ヨリ崇高な希望を仰ぐ!!／神風に吹きはらひ潔  
められたのである、同胞よ勇め、やがて日本が、  
この神風に乗りにて世界の幸福のために雄飛す  
るのである!!／その時にこそ真の平和の幸福と  
光榮にひたり得る日なのである……。(完)／  
(昭和二十年九月末記す)／うちたまへ／御存  
分にうちてすゑ給へ／鞭の下より／たゞ我れすが  
る……。／故(藤井武師の詠)／雨雲を払ひしあ  
との月夜哉

長田もまた「忠魂」や、なにより「神風」の語を用い  
て「新日本」というときの「新」を述べざるを得ない  
語彙と語法にあった。この戦後の、戦後への歩み  
を、どう形容すべきか——ゆっくりと、よたよたと、  
よちよちと、のんびりと、そろそろと、か。

楯目と「KYOKUTO 10×20」の文字が印刷さ  
れた原稿用紙には、50から57までのノンブルが手  
書きで記されている。反故とされたこれらの稿もま  
た、キリスト教信仰についての文章のようだ。穂波  
のペンが残るこれらの原稿用紙にはところどころ  
に、2行にわたるおおきな文字で記された文辞が  
ある——「主わが主に言ひ給ひけるは。云々」(52)、  
「そは愛は愛を生みて全し」(54)、「そは完全なる  
生命が生命を生む」(55)、「親に対する子心の信  
仰なき供物!」(56)。

## 裏面重視

小見山和夫「秋窓楽書」(10月2日付)は、鉛筆で  
ていねいに正確に縦罫線が引かれた用紙5枚に記  
されている(ただしページノンブルは1、3、4、5のみ

で数字が飛んでいたり記されていないかったりする  
ところがある)。

先日廻して貰った切抜集「東日本名所めぐり」  
は大変面白く読ませて頂いた。読物の少いこの  
頃、次々に変つたものを読ませて頂く林先生の  
御厚意は嬉しい。秋の日の窓にひろげて、レン  
ズに拡大された文字を一つ一つ拾つて行くと  
のしみは、眼を患む者のみの知る味ひであらう。  
と、「東日本名所めぐり」への感想を記してゆく稿  
である。

ここではその裏面の謄写版刷り文書のみよう。  
ページノンブルは66、67、18、19、28、29、30、31、  
88とある(原文の漢字カナ表記を漢字かなにかえ  
た)。

第五条 作業期間は之を毎月左の二期に分つ  
／一、一日より十五日まで／一、十六日より月末  
まで／第六条 室長は毎作業期間末一日前ま  
てに作業の希望者及不可能者並之に関する意  
見を総代に具申するものとす／第七条 作業不  
可能者の認定審査は各部主任及作業監督の  
意見を徴し総代之を決するものとす／第八条  
作業の割当ては作業者の心身の状況技能の程  
度別収入の多少等を考慮するものとす／第九条  
常備普通作業は作業希望者中必須者より優  
先的に割当つるものとす／第十条 常備普通作  
業数に対し作業希望者の満たざる場合は作業  
を希望せざる者に対しても之を割当つるもの  
とす／第十一条 常備普通作業数に対し作業希  
望者の超過したる場合は予備作業を以て之に  
充当[ここまで66——引用者による。以下同]  
することを得／第十二条 病室重特定室、特定  
室の看護は其の可能なる者の共同分担とし順  
次之を割当つるものとす／第十三条 農作者に  
対する作業の割当ては農作規定第八条及第九  
条を適用するものとす／第十四条 総代は作業

割当てに資する目的を以て会員毎に作業能力調書を作製するものとす／第十五条 会員は普通室配属と同時に必要なる事項を作業能力調書に記載し室長を経て総代に届出つるものとす／第十六条 作業能力調書の記載事項に関し変更の必要を生じたる場合作業者は前条に准して届出つるものとす／第十七条 作業者にして事故により勤務し能はざる場合は室長を経て作業部主任に届出て其指示を俟つものとす〔ここまで67〕

用紙を使用せざるものは之を無効とす／但、速記投票の場合は識別し難き被選挙者のみを限り之を無効とす／第七条 選挙会に左の役員及係員を置く／一、選挙長 一名／一、副選挙長 一名／一、係員 若干名／第八条 選挙長は議長之に当り、副選挙長は副議長之に当るものとす／第九条 選挙係員は協力会常置委員之に当るものとす／第十条 選挙長、副選挙長及選挙係員は選挙会を組織し投票の審査当選の決定其他選挙に関する事務を処理するものとす／第十一条 選挙長は選挙会を代表し其事務を統理するものとす／副選挙長は選挙長を輔佐し選挙長事故ある場合之を代理するものとす／第十二条 役員選出の順序は之を左の如く定む／一、総代〔ここまで18〕

二、副総代／三、常務員／四、議長／五、副議長／六、室長及副室長／七、評議員／第十三条

室長及副室長の選挙は自室に於て之を行ふものとす／第十四条 室長及副室長の選挙事務は室長及副室長之に当るものとす／第十五条

総代は選挙期日七日前に日時及場所を公表するものとす／第十六条 役員候補辞退をなさんとする者は選挙期日公表後二日以内に文書を以て総代に届出つるものとす／第十七条 確定選挙名簿は選挙期日三日前に之を各室に

配布するものとす／第十八条 確定選挙名簿に対して異議ある者は選挙一日前までに総代に申出つるものとす〔ここまで19〕

の承認を経て之を表彰することを得／第十条 会員して作業を怠り又は故なくして拒否したる旨に対し総代は評議員会の承認を経て制裁綱則を適用し又は奨励金を支給せざることを得〔ここまで28〕

互助規定／第一条 本規定は相互扶助の精神に基き会員に対し入院見舞金を贈与し互助金の支給方を大島青松園長に内申するを以て目的とす／第二条 互助金は作業不能にして送金貯蓄等全くなき者又は甚少なき者に支給し、入院見舞金は病室入院者に対し贈与するものとす／但、入園後満一ヶ月以内の者は作業不能者と見做すものとす／第三条 互助金は農作者又は個人営利者に対しては之を支給せざるものとす／第四条 互助金額は左の二種に分つ／一、送金貯蓄等甚少なき者甲級／一ヶ月金七拾銭／一、送金貯蓄等全くなき者乙級／一ヶ月金九拾銭〔ここまで29〕

第五条 互助金を受けんとする者は事情を具し室長を経て総代に申請するものとす／第六条 室長は前条の申請に対し意見を総代に副申するものとす／第七条 互助金受領者は評議員会承認を経て総代之を定むるものとす／第八条

互助金受領者の送金貯蓄等に関し異動ありと認むるときは室長は其都度之を総代に内申するものとす／第九条 互助金受領者にして送金貯蓄等に関し異動ありたる場合は室長を経て之を総代に上申するものとす／第十条 互助金受領者にして其資格を失ひたりと認むるときは総代は評議員会の承認を経て之を中止又は停止するものとす／第十一条 互助金受領者にして入院したるときは互助金を以て入院見舞金に

代ふるものとす／第十二条 入院見舞金は一ヶ月金七拾銭とす／第十三条 第五条及び第九条の上申に関し之を怠り又は虚偽の申請をなしたりと認むるとき〔ここまで30〕

は総代は評議員会の承認を経て期間を限り本規定に依る資格を停止し又は賠償せしむるものとす／第十四条 本規定に依る成績の概要は毎年四月及十月に之を大島青松園長に報告するものとす〔ここまで31〕

第十二条 病室炊事人は病室部主任の指揮の下に病室炊事に当るものとす／第十三条 病室炊事人の休日出勤時間仕事の分担等に関しては病室部主任之を定むるものとす／第十四条 病室食事の時間は朝食七時、昼食十一時三十分、夕食四時とす／但、季節により病室部主任の必要と認むるときは総代の承認を経て之を変更することを得〔ここまで88〕

例によって裏紙となった文書が、かつて機能していた時期がいつなのかがわからない。そうした欠落がありながらも、療養所での相互扶助にかかわる規定を、そのほんの一端でも報せる記録として、これらは重要である。

## 秋に

笠居誠一「短歌」は、謄写版刷りの原稿用紙に記されている。

薄暗き庭にコンロの火は燃えて麦雑炊の匂ひ漂よふ／火は燃えて物煮る匂ひ鼻に来る療舎の庭に葉鶏頭の花／火は燃えて食ふより外に所作のなき片居に侘し日の昏れにけり／人の世の生活もなき片居われ寂しく島に果つる生命が／食ふ事と人の情事に花咲す話をさけて月の浜行く／己が理想高く持ちつゝ人の言ふ言葉は聞かむ頭を低うして／魚の飛ぶ入江は今しさす潮の香をすがすがと夕づきにけり／かたよりに夕日

光照る入海に飛ぶ鱗の須臾光りけり／窓開けて見る空低う雨降らす雲の動きも秋となりたり  
中秋名月／一羽毛の雲にかくれて望の夜の月の光は淡くなりけり／雲を出て地平を照らす望の夜の月の光はさやに澄みけり／虫の鳴く声透り澄む丘の上に月見る人の影動く見ゆ／夕日光うつる狭庭に品高う芙蓉の花は艶ひ咲きけり／薄紅の芙蓉の花に移る日の光り涼しき秋となりけり／灯の光も寂ひしき夜の高松に航空灯の悲し明滅／今にして思へは口惜し何もかもうそいつはりの世の中のこと／なにすともなく外に出でて渚行く己が影うすく砂に落ちけり／ぼらの魚飛ぶ音のして静かなる海に茜の雲は映つれる／庵治の間に何する船ぞアセチリンガスの光は海面照せる

平時は在園者になにを詠わせたか。

## 夜と月

綾井譲は題目のない稿に短歌4首。

生きるために人がおこなふ善し悪しをしみみに月まろければ／萩は萩芒は薄その影を徑におきたり月さやければ／叢に鳴く虫ありて月まろしきぬ話に夜は更けにつつ／眼うらに沁みてなほあり夏の夜の暁空染めて焼けし高松

綾井も笠居も高松を詠った。

## 一過

浅野繁は、その短歌に「颱風以後」の題目をつけた。

颱風は過ぎてゆき海の上の流るる家具にしじ嘆くかも／誰が棲みし家なるかもや高潮に流されて来ぬ堪へがてなくに／うかららのむつむし家をうしなひていまいかにかもひとらありけむ／高潮にうちあげられし船の腹あらはに朝の陽は差

しにけり／時事詠／まがつこと敢て求むるひと  
らありと聴きつつもとな息つきにけり。

「颯風」は戦争の比喩か。

その裏面は、「10×20」の文字と柵目が印刷された原稿用紙で、ペンの手もかわる。推敲らしい跡がみえるので、これは下書きか。

春時雨降り来むとする先触か蟻子は群れつつ  
騰る池の面 前半が後半の説明にならぬ様に  
したい。〔下線部が赤鉛筆による後筆〕／常臥し  
の友の無口に愕きて〔赤鉛筆による抹消線、そ  
の左に赤鉛筆で「×所在なく」〕そらす眼にアネ  
モネが赤し／暴風霽れのあした明るし窓の穹光  
り消へして散る山桜つゝ散る〔「桜しら花光り」  
「ては」の黒インクによる追記あり〕／郵便の来  
るを待ちわぶ昼つかた春蘭の花はまだ咲かなく  
に／しくらめんの葩脆く落ちにけり倅うすく君が  
死にし日 癩院は死にゆく人多く一日に二人  
死ぬ事珍しからず／呼吸管にたんがかかりて鳴  
れる音ただに聴きみつ眼はあげ難し

## しずか

泉俊夫「青松詠草 短歌／観月の歌外」。

久々の団欒は■〔りっしんべんに愈〕し山の  
上の一ツ家にして語りあかぬも／南窓に泛びて淡  
き島山や渚は白く波の碎けつつ／秋は早や定ま  
りけらし真昼間の寂けさに鳴く虫のこゑこゑ／  
ほろほろと昼をしき鳴く虫のこゑ亡父の忌日の  
近づきにけり／釣れて良し釣れぬでも良し磯に  
来てこころ寂かに秋を■〔りっしんべんに愈〕し  
む／あみを引くもろの掛声淡つけくひゞきて親  
し熱に臥す日を

## 虫

赤沢正美の「青松詠草」は5首。

新しき国の動きを思念夜の心に沁みて冴ゆる虫  
の音／静やかに雨降る夜は身に近く啼く虫あ  
りて心なごめり／熱いでし夜は透りくる虫の音  
に悪寒の顫ひ合せゐたりき／遠く近く啼く虫あ  
りて月の夜の道の歩みはそぞろなりけり／雨後  
の庭ひそやかに咲く花の白き芙蓉が保つ夕光  
赤沢は、「No.」〔国華 一号 10×20〕の文字と柵目  
が印刷された原稿用紙を用いた。この用紙は大島  
でどのくらい出回っていたのか。

## 足

小見山和夫の「短歌」は「切断」と題されている。  
冒頭に、「この一連は昭和十七年のノートより改作  
せしもの。／其後一ヶ年して私もまた片足を亡くし  
たのだが」とある。

全きの身の生きの足断つとひた堪えへてむしろ  
しづけし秋昼をただ／ほとほとに触れたる足断  
ちてなほ生きむとす思堪へつつ／医師はも腰椎  
穿刺たしかなりかかる真実もうべなはむとす／  
針ゆ滴る脊髄液は試験管に看護婦が目盛る凡  
五瓦／腰髄麻酔またくいたりぬ仰伏しに膝持ち  
上ぐとすでに上らず／駆血帯ひたと巻きしめる看  
護婦が手力かなし頬に血のさす／みつつこそあ  
はれと言はむ医術語の皮膚弁とふはけだし生  
肌／青白く刃色ぞ匂ふ切断刀のひかりを見れば  
心おさるる／切断刀の刃に滴たれるうつしみの  
血の色はかなしなまなまと匂ふ／ほぎ上げてまご  
まごと白き骨肌げけものめきたるあはれさ見せ  
ぬ／うつそみの骨断つ鋸の音にぶく頭に徹りつ  
つ心け遠し／汗あへて声のむ昼の時ふかし  
精進一途に医師も看護婦も／目をとじて疲れ淡  
つけくありにしがいつくにか滴る水の清き音／う  
つそみの断たれし足は看護婦が双の手にして  
空に支へつ／午の秋はまだ暑のい照りきびしく

て窓より仰ぐ雲は動かず／手術室のま昼はひそ  
と息吐きて眼に堪ふるめり匂ふ血のいろ  
手術室の床のタイルに暑く来て午後二時頃と  
思ふ日のかげ／太き白き脛骨神経は切断面の中  
処にふかく切りとりけり／止血鉗子にねもごろ  
とめて血管の一つ一つはしかと結びつ／張りみつ  
つ心やうやく疲るるころ腓骨動脈の結紮終み  
し／すばやく縫合糸すごき刺す手はや皮袖の口  
はひたと合せつ／看護婦がねもごろに巻く繃帯  
の眼にいたいたし手術終りぬ／抱き上げてそろ  
りと移す寝台車のきしみつつ行く長き廊下を／  
手術室出で来て我やあきつとぶ草野のかぎり息  
吐きにけり／きらひつつ草野のかぎりとぶあきつ  
清しきものいのちなるなり／秋は早草野に明  
る陽のかげりつくねんとゐて心ひもじき

小見山は、さきにもみた——それも小見山の「秋窓  
楽書」だった——鉛筆で罫線が引かれた縦罫紙2  
枚を使用。この稿裏面の謄写版刷りにあるページ  
ノンプルは、84、85、86、87（原文の漢字カナ表  
記を漢字かなにあらためた）。

作を停止し制裁細則を適用することを得〔ここま  
でが84〕

病室部細則／第一条 病室部主任は医務員又は  
庶務員の旨を享け総代指揮の下に左の事項  
を統裁するものとす／病室部副主任は病室部  
主任を輔佐し事務を分掌し主任事故ある場合  
之を代理するものとす／一、病室看護人、治療  
室助手及病室炊事人の指揮監督をなすこと／  
一、病室の風紀衛生を取締り備品の整理保管  
をなすこと／一、治療を受くる者の整理取締に  
関すること／一、病室治療室及病室炊事に関聯  
せる作業の監督をなすこと／一、入院退院に関  
すること／一、入院見舞金贈与に関すること／  
第二条 病室看護人、治療室助手及病室炊事

人の成績及進退に関し病室部主任は作業部主  
〔ここまでが85〕

任に対し意見を陳ふることを得／第三条 病室  
部主任は必要と認むるとき左の事項をなし得る  
ものとす／一、医務員の指揮を享け入院者に対  
し治療上の注意を与ふこと／一、病室訪問者  
を制限し又は之を謝絶すること／一、病室訪問  
者又は附添人に対し注意を与ふこと／一、滋  
養物及特別の治療薬品等の給与方の申請をな  
すこと／第四条 入院見舞金は病室部主任に  
於て一括受領し之を贈与するものとす／第五条

病室部主任は死亡者ありたる場合は直に必要  
なる処置をなすものとす／第六条 病室部主  
任は特別重症者に対しては医務員と協議の上  
監時夜間附添人を置くことを得／但、特に必要  
と認むる場合は昼間附添人を置くことを得／第  
七条 病室部主任及副主任は交替宿直するも  
のと／第八条 病室看護人は入院者の病状に  
特殊の変化を来し又は重要事項の発生したる  
とき〔ここまでが86〕

は直に病室部主任に通知するものとす／第九条

病室看護人の任務は大要左の如し／一、入  
院者の食事に関すること／一、薬品に関すること  
／一、衣服及寝具に関すること／一、病室消  
毒及掃除に関すること／一、汚物及排泄物に関  
すること／一、雑用に関すること／一、其他医務  
員又は病室部主任の指示する事／第十条 治  
療室助手の勤務時間仕事の分担等に関しては  
医務員の旨を享け病室部主任之を定むるもの  
とす／第十一条 日曜日祝祭日及時間外の治療  
に関しては医務員の旨を享け病室部主任の指  
名せる助手之に当るものとす

やはりこれまた断片の文書で、いつの時期のもの  
か、その全貌はどうなのかがわからない。「病室部」  
なるものができたのか、それをつくろうとしていた

のか、これは療養者の自治をめぐる論点につながるだろう。

---

### 花火と子どもたち

多田勇の「俳句」8句。

夕闇を破りて子等の花火かな／子等の焚く芒  
花火に佇づめる／珍らしき花火に子等のどよめ  
ける／揚花火競える子等のあどけなき／秋めく  
と木の葉のそよぎに覚えけり／子等も出て流木  
拾ふ危日跡／夜の更けて月の丘なる雲井寮／句  
仇と月の山路を下りけり〔最終句に修正がある  
が抹消線のしたの記述がみえない〕

---

### 夜光虫と蟹

喜田正秋は「夜光虫」と題した句を載せた。

夜光虫のせてたゞよふ芥かな／あげ潮の芥のな  
かの夜光虫／流れゆくもゝの近さよ夜光虫／水  
槽の中にきてゐる小蟹かな／厨水瀧なす石垣の  
小蟹かな／井戸端に蟹のあそべる海女が家／ど  
くだみの葉面をわたる小蟹かな

---

### 腕と鞍

久我剛は本号にも句を寄せた（「俳句雑詠」）。  
鋤肩に野分の農夫話し居り／秋暑し島の乙女  
の腕あらは／秋茄子のふとらで鞍の深まりぬ／  
時化跡の空の碧さや渡り鳥／虫鳴くや言葉少  
なに柩守る／鋤洗ふ農夫の影や秋の水／十葉  
はずでに穂となりちろ虫／葉を間引く手に影  
投げたとび一羽

---

### 島の秋

藤田薫水「雑詠」4句。

ふとさめし妻の夢かな秋暑し／終結や落ち着か  
ずして秋寝冷え／晩鐘を数へつめしひ秋彼岸  
／晩涼や波止づたひ行く杖の音

---

### 初寄稿

上野青翠「俳句（農村風景）」9句。

秋晴や兎をさしあげる母の顔／靱車童をのせて  
通りけり／コスモスのしばらくゆれる電車道／背  
の子をあやして落穂ひろひけり／秋晴や稲こく  
音の此処彼処／子守きて乳ふくませり稲刈女／  
秋の空見あげて靱を干にけり／夜もすがら乳房  
はなさぬ夜長哉／郵便を野で受とりて稲を刈る  
『青松』への寄稿がはじめてとなる上野は、9句す  
べてを島の外の「農村風景」とした。

---

### 秋一日

大田井春峰「雑詠」6句。

低く飛ぶ米機ばかりや秋深く／桐一葉戦後の  
小島さびれけり／その中に奄羅樹もある落葉か  
な／秋晴やたゞみをちこち叩く音／藤落葉朝な  
朝なの焚きつけに／縁に出て眠られぬ夜の虫  
悲し

依然として島の上空を米軍機が飛んでいたか。

この原稿用紙は、右半分は大田井、左半分に  
「勉」の署名がある。土谷の句は——「泥靴をぬぐ  
裏縁の秋日かな／甘藷の葉のしたしに昼を賑合  
へり／勉」。

---

### 窓

香山爽子は「病臥」と詠う。

露けしや花活けらるゝ枕元／触れてみる桔梗の  
露の唯浄ら／病窓に霧吹入るを好みけり／病  
窓や蜻蛉流るゝ雲一つ／横顔の淋しき姉や秋  
桜／着護婦の白衣まばゆし秋桜／雁鳴くや貝  
殻乗せし掌／颯風や看病の灯ジグと燃ゆ

---

### 報国と新生

「中秋名月短俳合同会記」と題した記録を笠  
居誠一が寄せた。

ここ二、三年の間中止して居りました、中秋名月観月会を山上の雲井寮で開催致しました、会合する者十名と言ふ、少数ではありましたが、皆、短俳その他文章等を青松誌に発表して居る者でありまして、終戦。進駐等々次々に話は出で止まる<sup>む</sup>を知らない、是では歌を作りに来たのが話に来たのか、わからない、然し永い間集合せない者<sup>が</sup>集まつたので有るからやむを得ない、今後我等の進むべき道についても文学の向上にありと言ふに意見はまとまり、青松をして救癩報国。新生日本の為につくすべきを誓ひて山を下りたのは午後十一時でありました、左に当夜の作品を記して観月会記と致します／たたかひはすきて静けき山河にまどかに照れる月の光は 小見山和夫／民族の興亡経つつ天地に秋さかんなる虫のこゑこゑ 同人／久方につどひし歌友それぞれの持論はまこと清やかにして 赤沢正美／深沈と更けてゆく夜を月読のさやけく照らふ現しさのみに 浅野繁／みはらしの黒き市街はしんしんとこの月の夜をもの音もせず 同人／灰燼の街を望みてすべなきよこの照る月に嘆かなむとす 同人／中空に澄む月光是深しん眠る療舎の屋根を照らせる 笠居誠一／名月や渚に黒き人の影 同人／今日の月見る目に深き憂ひあり 同人

## 上 梓

冒頭に「梓弓と梓行」との題目があり、末尾に「小見山和夫記」との署名がある稿は、断続ながら連載がつづく小見山の万葉集論。「梓弓」のうたをとりあげながらも、「上梓」に言及する。

上梓＝梓は支那では木王と謂つて百木の長と貴び書物の板木はこの木を使つたものである。其故書物を板木に鐫るを上梓と言ひ、書物を発行するを梓行と書いたものである。尚牧野富太

郎氏の説によるとアヅサ弓のアヅサはわが日本の特産で支那には無く支那の梓とは違ふものである。故にわが国のアヅサに充て用ひてゐる梓の字は、全く昔から以来学者の思違ひである。今日、植物界では一般にこの樹をミヅメともヨグソミネバリとも呼びシラカンバ属の一種で大なる落葉喬木だとある。

うがった見方をすれば、この『青松』誌の継続を願うがゆえに「上梓」「梓行」について記したとみえてしまう。

## 懸念

つぎの稿の冒頭には、「(九月の言葉)」とあり、たとえば前月の号には、8月の言葉、といった稿はなく、あたらしい企画のようにみえる。行をかえて、「斯くて益々忘るべからず」と題目があり、その左隣のしたに、「第一〇区隣組編」とある。このとき依然として、隣組が機能していたようだ(つづく漢字カナ表記の稿本文を漢字かなにかえて転載)。

刀折れ矢尽き戦ひ我に利非らず!敗戦の止むなきに至る——誰か慚愧の涙なからんや!!／然して再建設への道程は「死よりも難き困苦の連鎖たらん」とは新内務大臣の言明にあり。／今日勝者の軍勢が愨しいまゝなる驕姿を眼前にし畏怖恐惶<sup>いふきようこうたぐ</sup>ならざりしも事實は初期の想像よりもいさゝか安きものありとの巷説<sup>ちせつ</sup>稍々楽観の徴あり。／然れども之れ未だ尚早の感あり……／ボツタム宣言の履行はこれ飽くまで峻烈にして覇者の論亦ト大統領及マ進駐長官が処理「甘し」となし意見囂々たり。即ち「敗戦の事実を日本人の心根に徹せしめよ」と叫ぶなり。／兎角思ふ時、吾等が之より復興への塗炭の辛苦尚今後に甚大なるならん。／斯かる秋、飜つて吾らが島を想ふ時其の統裁運営し又新たなる艱難を加はふ……／<sup>げ</sup>実に今年上半期は決戦下

の勞に終始し今又下半期は泥中建設への異苦到来せんとす。／慮<sup>おも</sup>ひみて総代以下常務員諸士が勞、唯々感佩の極みたり。／嗚々顧て謝せん哉!!あの日彼の時の感慨今更たなり。……茲に銘記して忘るべからざるなり。／希<sup>あら</sup>ひ…願はくば総代殿始め各常務員諸士が向後一層の御自愛と御健斗を祈念して止まず。／九 一七 記／劍を置きて落莫ここに一ヶ月わが腰間寒し秋の夕暮／(S組長記)[下線部は後筆]

1945年9月の療養所をとりまく情況は、療養者たちが「社会」とよぶ療養所外のそれとつながっていた。得た情報をふまえて、「敗戦」「復興」と療養所と自分たちの「統裁運営」をどのように連動させるかが、これからの課題というところだろう。

この稿の左端には、ちいさな挿画がある。秋草か。

## その裏面

「九月の言葉」が記された紙の裏面は、これまた反故となった謄写版刷り文書だった。ページナンバーは10と11、条文は「役員手当謝礼細則」(漢字カナ表記の原文を漢字かなにあらためた)。

第一条 役員の手当金及謝礼金は之を別表に定む／但、別表を変更せんとするときは評議員会の承認を経るを要す／第二条 総代副総代及常務員の手当金は半ヶ月に分ち之を支給するものとす／第三条 名誉職役員の謝礼金は年度末に贈与するものとす／但、顧問は之を除く／第四条 顧問に対する謝礼金は役員最高手当金の範囲内に於て評議員会の承認を経て総代之を定め贈与するものとす／第五条 囑託に対する謝礼金は評議員会の承認を経て総代之を定め贈与するものとす／第六条 総代副総代及常務員の手当金は就任の場合は日割とし辞任の場合は半ヶ月割にて支給するものとす／

第七条 名誉職役員にして中途辞任の場合の謝礼金は月割にて支給するものとす

第八条 総代には月額貳円、副総代には月額壹円の特別手当金を加給することを得／第九条 会務処理規定第十二条及病室部細則第七条に依り宿直する者には一人当一日金貳銭を支給するものとす／但、病室部主任には一日金四銭を支給す

## あとがき

署名は「土谷勉」、日付が「十月十日」とある「後記」。

◎皆の協力でもかく十三号を作ることが出来た。何としてもうれしいことである。しかも長田さん、小見山さんに不自由な中から原稿をいたゞくし、観月会のことについては笠居さんが書いてくれた。俳人各位は今期珍しいほど奮発して下さったので、勢が出る。この意気込みで次号も期待したいものである。短歌の方ももつと勉強してもらひたい。／◎俳句の久我剛は人事部の半田さん。上野青翠は四十号の前田さんである。青松をもつともつと大衆化したいものである。名案があつたら提示してほしい。／◎座談会記事は林先生の御言葉に従い速記のまゝを書いてはみたもの、杜撰なケ所が多く、書き直しもし兼ねた。御判読を乞ふ。／◎書くことがないとよく口草をきくが、読書することが肝要である。読後感なども書くともまるし、記憶に残りやすひものである。／◎藻汐草の再刊も近き将来のことかも知れないし、今一段の奮起が希ましい。／十月十日 土谷勉

## 私信

2つの手によるペン書きの手紙。1つは黒っぽいインクで、「東京戦災の一親戚青年の手紙」(毎

日グラビヤ工員)」、これは林文雄の手か。もう1つ本文は青インク。

お便りを有難たう御座いました／此頃になりまして、やうやく気持ちが多少落ちつききました、／色々の事を考へますと、前途は暗澹たるものですね、／それでも、私などは、ちやんとした職業について居られるので、幸福者の部類です、隣、近所のどの家を見ましても、悲劇のない家はありません、息子が満州や、支那其の他に行つて居り、心痛をしてゐる人々、戦災で家族を亡くした人々、失業者の群、等々……／でも現在は、皆、多少の金を持つて居りますので、そうあわてゝは居りませんが、来年の春頃には、世相は相当深刻になつて来るでせう、それに住宅問題、食糧問題など皆苦慮してゐない人はありません、／さて、少しばかり、東京の姿をお知らせ致しませう、／先づ、近所では、失業をして居る人々が(働らき盛の男ばかり)焼跡へ畠を作つたり、其の他、たゞ一日中、ぶらぶらして居る人がとても多く見うけます、衣料の点では復員軍人は、皆多少、軍服と靴、毛布などをもらつて帰つて来ましたから、軍服姿の氾濫です、街には闇の露店市が立ち、物価は、高いですが、たいいていの品物はあります、けれども高価なので我々には手が出ません、しかし必需品はやがて配給で出るでせう、食糧は、米は、闇では、一升、七八十円だそうです、甘藷は一貫目十円から十五円ぐらいです、／農家も相当悪くどくやつて居ります、／それから、上野の山などには、戦災みなし子が相当居ります、大人の乞食も相当見うけます、此れ等は、大きな社会問題ですが、政府としまして、現在ではどうにもならないのでせう、アメリカ兵も街に氾濫して居ります、多少の問題もありましたが、大体彼等は、日本人よりは紳士的です、／とに角、此れから、社会的な多くの問題が山積して居り

ます、それにつけても、日本に大政治家の貧困が感ぜられます、／其れに、戦争中、戦争後の日本人を見ますと、どう、ひいき目に見ても日本人の道義心の欠如にはあきれてしまいます、／これでは戦争は勝てないのが、あたりまへです、又此れから先が思ひやられます、此れで日本が文明国として立ちなほつたら、不思議です、さて、又、衣類など私にお送り下される由、御厚情は有難たう御座いますが、私も戦争終結直前、わづか兵隊に行きましたので、毛布や靴や軍服などを多少もらつて来ましたので、困りませんから、此れからどんどん生活に困る人が出て来ますから、其の方々に上げて下さい、私などは、幸運の部類だと自分で思つて毎日感謝して仕事を致して居ります、／とくにかく、此れからは、生活や、其の他で困る人々は、ふえるばかりでせう、現在でも食糧不足により畠荒し(団体を組み、車やリヤカーで農作物を盗むもの、もちろん見つけられると暴力をふるいます)が盛んにあります、／お互に、日本人同志で助け合はねばなりません、外国人からは、我々は、目の敵にされて居るのですから、彼等の援助は求められません、先づは、近況お知らせまで／御家族の皆様のお多幸を祈ります、

## 回覧順

土谷勉の手で本誌をまわす順が記されている。  
廻順／井上／二十七日午前中に読んだ／笠居(炊)／松田／斉木／小見山／長田／少年室／少女室／谷本／熊野／喜田／浅の／泉／松本(15)／はやくていねいにお互ひ回覧しませう。  
青葉の候健筆のほどを祈る

用いた原稿用紙の中央になにか挿画があるようなのだが、なにを描いたのかよくわからない。

この稿は、「改訂／国文／女学校用／富山房編輯部編／東京／富山房発売」の文字が活版印刷された、おそく本の扉の裏面に謄写版刷りされた原稿用紙が用いられていた。

また本号の裏表紙には、「日清製粉」「小麦」などの文字がみえる袋の一部を用いたようだ。

#### 【附記】

本稿は2016年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「20世紀日本の感染症管理と生をめぐる文化研究」(JSPS科研費26370788、研究代表者石居人也)、2016年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究「療養所環境を交ぜる」の成果の1つである。

